

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	名護市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

沖縄県名護市長

## 公表日

令和6年3月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>名護市は、予防接種法に定められた市町村長の行う予防接種業務を行うため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種台帳の作成、及び接種履歴の管理            ②予防接種法に定められた予防接種の勧奨通知            ③未接種者への接種勧奨            ④予診票の発行            ⑤予防接種の実施、及び接種後の管理            ⑥健康被害救済に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務            ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。            ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。            ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条第1項 別表第一 10項</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> <li>・番号法第9条第1項、別表第一 93の2</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)            ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」もしくは「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(16の2、16の3、115の2)            ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)            ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」もしくは「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2)            ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市 市民部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
平成29年7月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
令和1年6月25日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月25日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市市民福祉部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年7月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年6月30日	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策		IV リスク対策 追加		様式変更による追加
令和2年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	名護市 市民福祉部 健康増進課	名護市 市民部 健康増進課	事後	
令和3年3月26日	I 1. 特定個人情報ファイル取り扱い事務		I 1. 特定個人情報ファイル取り扱い事務追加	事後	
令和3年3月26日	I 3. 個人番号の利用		I 3. 個人番号の利用 追加	事後	
令和3年7月26日	I 1. 特定個人情報ファイル取り扱い事務		I 1. 特定個人情報ファイル取り扱い事務追加	事前	
令和3年9月1日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和3年12月17日	I 3. 個人番号の利用	番号法第19条第15号	番号法第19条第16号	事前	
令和3年12月17日	I 3. 個人番号の利用	番号法第19条第5号	番号法第19条第6号	事前	
令和4年3月7日	I 1. ③システムの名称	健康かるてシステム	健康管理システム	事後	
令和4年3月7日	I 3. 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 10項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 10項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号)(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、別表第1 93の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用法に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	
令和4年3月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年12月14日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年12月14日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月7日	I 4. 法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の事務(別表第二における情報提供の根拠) 項番 16の2、16の3、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2(別表第二における情報照会の根拠) 項番 16の2、17、18、19、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	・番号法第19条第8号 別表第二の事務(別表第二における情報提供の根拠) 項番 16の2、16の3、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2(別表第二における情報照会の根拠) 項番 16の2、17、18、19、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	
令和5年3月1日	I 3. 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 10項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号)(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、別表第1 93の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用法に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 10項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第9条第1項、別表第一 93の2 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I 4. 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 16の2、16の3、115の2</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 項番 16の2、17、18、19、115の2</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</li> </ul>	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」もしくは「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(16の2、16の3、115の2) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」もしくは「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和5年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和6年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	